

評価基準表

	評 価 内 容	評価点	加重点	配点
基本事項	○本市の調達の目的、意図が理解され、具体的な業務提案ができているか。		× 1	/15
	○個人情報の保護に係る社内のコンプライアンスが確立され、かつ措置内容（社員による情報漏洩防止策、サイバーセキュリティ対策等）が具体的に示されているか。			
	○働き方改革や社会課題に対して積極的に取り組んでいるか。			
業務体制 ・ 業務計画	○円滑に業務を遂行するための組織・人員の体制が提案されているか。また、業務を確実に執行できる社内のバックアップ体制が整備されているか。		× 2	/60
	○準備から完了までの現実的なスケジュールが提案されているか。			
	○本市との連絡体制は明確か。また、相談・協議等の要求を行った際に迅速な対応が可能か（時間的、地理的な状況）。			
	○要件定義に向けた協議を行うに当たり作成する資料等の質を高めるために、社内で十分に資料を精査する仕組みや体制が整えられているか。			
	○自然災害等の不測の事態等が発生した場合に、納税通知書作成業務への影響を最小限に抑えられる対応が提案されているか。			
	○その他、体制、計画等に係る内容について提案されているか。			
納税通知書 等の作成 (印刷、 封入、 封緘、 納品)	○データ提供から納品までに確保できる作業期間が短期間であることを踏まえたプロセス（テスト、検収の手法等）が示されているか。		× 4	/100
	○大量のデータを取り扱うことに対して、正確性、安全性を担保するための提案が行われているか。			
	○作成工程においてミスを発見する仕組みがあり、リカバリーに関する提案がされているか。			
	○納税通知書作成に当たっての課題を把握し、その解決手法を有しているか。			
	○点字分について適正な成果品が作成できているか。			
しおり 作成	○内容が分かり易く、趣旨が理解されやすくなるよう、レイアウトの工夫が提案されているか。		× 3	/60
	○ユニバーサルデザインに配慮した工夫が提案されているか。			
	○納税通知書等の送付先に、一定数の高齢者が存在することを踏まえて、ユニバーサルデザインとは別に、色覚やレイアウト等について、特に高齢者の理解を助ける工夫が提案されているか。			
	○その他、しおり作成に係る提案がされているか。			
実績・ 契約状況	○他の政令都市をはじめとする地方自治体等において類似業務の実績があり、その経験等が活かされた提案がされているか。		× 3	/30
	○同時期の契約状況はどのようになっているか。履行時期が重複して本市との契約の履行に障害が生じることはないか。			

	評 価 内 容	評価点	加重点	配点
価格	○委託金額の上限以内の見積価格になっているか。		× 7	/35
合 計				/300

評価方法（価格以外）

- ・ 評価項目の審査に当たっては、原則として＜秀・優・良・可・不可＞の５段階で評価し、各項目の「評価点」として付与します。
- ・ 各項目の配点は、項目ごとの「評価点」に「加重点」を乗じて算出するものとします。

- 【 秀 】 ５点：提案内容が要件を満たしており、現実的かつ効果的、理想的な評価に値する要素が多岐に及び極めて優れている場合
- 【 優 】 ４点：提案内容が要件を満たしており、現実的かつ効果的、理想的な評価に値する要素がある場合
- 【 良 】 ３点：提案内容が要件を満たしており、現実的な評価に値する要素がある場合
- 【 可 】 ２点：提案内容が要件を満たしているが、それ以上の加点要素がない場合
- 【不可】 ０点：提案内容が要件を満たしていない又は評価点を付与するのに値しない場合

- ・ 要件を満たしているもののそれ以上の加点要素が無い場合を「可」に相当する基準点とします。
- ・ 提案内容が要件を満たしていない又は基準点を付与するに値しないと判断した場合については、その満たしていない内容を考慮し、各委員において、評価点を１点付与できるものとします。

評価方法（価格）

見積価格を委託金額の上限で除した数値（小数点以下第３位を切捨て）が以下の項目に該当しているかにより、「評価点」を付与します。

- 【 秀 】 ５点：見積価格が委託金額の上限の８５％未満の提案で、業務の円滑な運営が期待できる場合
- 【 優 】 ４点：見積価格が委託金額の上限の８５％以上９０％未満の提案で、業務の円滑な運営が期待できる場合
- 【 良 】 ３点：見積価格が委託金額の上限の９０％以上９５％未満の提案で、業務の円滑な運営が期待できる場合
- 【 可 】 ２点：見積価格が委託金額の上限の９５％以上かつ上限以内の提案で、業務の円滑な運営が期待できる場合
- 【不可】 ０点：提案内容が要件を満たしていない場合

集計方法

- ・ 最終的な各項目の点数は、各委員が採点した項目ごとの合計点数を委員の数で除した点数（小数点以下第２位を切捨て）とします。（合計３００点満点）
- ・ 極端な意思をもって採点されていたことが判明した場合は、すべての委員と協議し、各項目の最高と最低の点数を不採用とする場合があるものとします。
- ・ 基準点及び加算点の趣旨を理解せずに採点されていたことが判明した場合は、すべての委員と協議し、当該委員の採点を不採用とする又は採点のやり直しを求める場合があるものとします。